

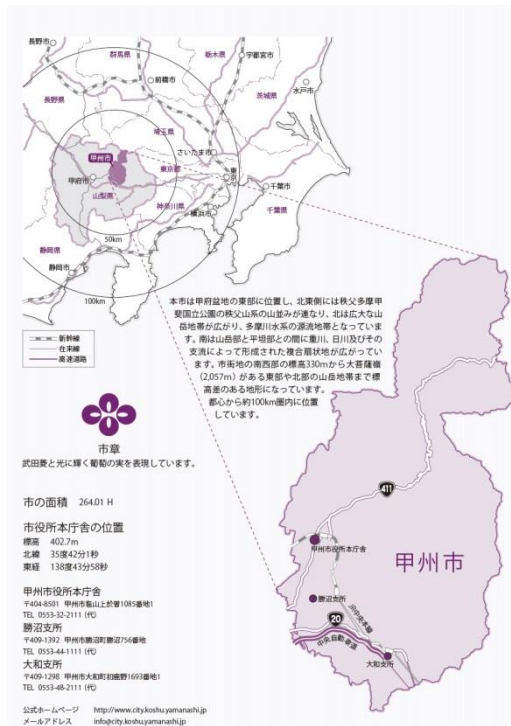
甲州市地域おこし協力隊員 募集要項

甲州市は平成 17 年 11 月 1 日に塩山市、勝沼町、大和村の 3 市町村が合併して誕生しました。甲府盆地の東部に位置し、首都圏から特急列車利用で 1 時間 30 分とアクセスもよく、東の玄関口となっています。人口は 3 万 3 千人余り。大菩薩山系や秩父山系などの山々、清らかな水が流れる渓谷など豊かな景観を形成し、果樹栽培を中心とした農業が主要産業となっており、全国的にも高く評価されるワイン醸造、ぶどうやさくらんぼなどの観光農園、果樹やワインを主題とした集客施設が点在し、訪れる方々との交流の舞台をつくっています。

また、甲州市は、戦国の名将を生んだ武田家ゆかりの聖地として、彩りあふれる独自の文化を育み、先人の英知を伝える建造物や神社仏閣も数多く、山梨県内に 5 点しかない国宝のうち、実に 3 点が甲州市内に点在しており「豊かな自然、歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち」実現を目指し、力強く歩んでいます。

一方、全国において、少子高齢化と人口減少の進行による地域活力の低下や地場産業の衰退が危惧されていることは、本市も例外ではありません。

そこで、市外から将来の地域の担い手となる人材を受け入れ、新しい視点で本市の活力あるまちづくりへのさらなるチャレンジを進めるため、地域おこし協力隊の隊員募集を行います。



1. 配置先・活動内容・募集人数

配置先	活動内容	募集人数
甲州市役所 政策秘書課 地域創生推進担当	<p>■甲州市を知り、訪れ、住んでみたくなる流れの創出</p> <p>《取り組み例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住の促進、支援のための体制づくり ・本市の魅力発信のための活動 	1名

《取り組み例》は、活動内容をイメージいただくために記載したものであり、記載した取り組みがすべてではありません。

2. 募集対象

次の要件をすべて満たす方

- (1) 応募時点で 22 歳以上 40 歳未満の方
- (2) 応募時点で 3 大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法に該当する地域は除く）または、3 大都市圏以外の政令指定都市に居住している方で、活動期間中、甲州市へ住民票を異動して居住できる方（**住民票の異動は、必ず任用日以降に行ってください**）
- (3) 協力隊終了後も甲州市に定住し、就業・起業する意欲のある方
- (4) 地域活性化に関心があり、地域活動に積極的に取り組むことができる方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) パソコン、スマートフォン等の情報通信機器を使用でき、ワード、エクセル、ソーシャルネットワークサービス等の活用ができる方
- (7) 市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる方
- (8) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で誠実に勤務できる方

【参考】地方公務員第 16 条の欠格条項に該当するものとは、以下の者をいいます。

- 成年被後見人又は被保佐人
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 活動時間

- (1) 原則として月曜日から金曜日までの週 5 日勤務
- (2) 勤務時間は、原則 8 時 30 分から 17 時 15 分（1 日 7 時間 45 分）
※夜間及び休日等の勤務は、週勤務時間内で調整します。

4. 雇用形態及び雇用期間

- (1) 甲州市地域おこし協力隊設置要綱に基づき任用します。
- (2) 隊員の任用期間は 1 年以内とし、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。ただし、年度の途中で任用された者の任用期間は、任用した日の属する年度の末日までとします。（活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し決定します）

5. 賃金及び福利厚生等

- (1) 月額 166,000 円
- (2) 賞与は最大 3 ヶ月分（特別賃金は、1 月を超えて継続して勤務した臨時職員で、

6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職するものに対し、基本賃金の額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 150、12 月に支給する場合においては 100 分の 150 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の甲州市職員給与条例第 29 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を支給します。）

(3) 社会保険（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。

※（1）（2）から社会保険料の本人負担分が控除されます。

(4) 協力隊員としての活動期間中の住居は、市営住宅（定住促進住宅）を用意していますが、別途希望する住居へ入居してもかまいません（いずれも、家賃・敷金・駐車場代・光熱水費等、生活に必要な費用は隊員負担となります）。

(5) 活動に必要なパソコン等事務機器は、庁舎内の使用において貸与します。

(6) 活動に必要な消耗品や研修参加費用等については、予算の範囲内で支給します。

(7) 職務に従事する間は公用車を利用していただきますが、生活や通勤の移動手段として、自家用車等の持ち込みをお勧めします。

6. 応募手続

(1) 応募受付期間

平成 29 年 7 月 1 日（月）から平成 29 年 8 月 31 日（木）

※郵送又は持参とし、郵送の場合は 8 月 31 日の消印有効

(2) 応募書類

①甲州市「地域おこし協力隊」応募用紙

（応募用紙は、甲州市のホームページなどからダウンロードしてください）

②履歴書

（市販の履歴書をご使用ください。必ず写真を貼り付けてください）

③住民票の写し

（平成 29 年 5 月 1 日以降に取得した住民票の写しとします。コピー可）

④レポート（A4 用紙 2 枚以内で縦長・横書き。最初に氏名、住所を記載）

※レポートテーマは、「地域おこし協力隊に応募した動機、活動をとおして甲州市の移住支援にどう貢献するか」

○応募書類は返却いたしません。また、個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的に利用することはありません。

7. 選考

(1) 第 1 次選考

受付期間終了後、書類審査により第 1 次選考を行います。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に、面接による第 2 次選考を実施します。日程・場所等の

詳細は、第 1 次選考結果通知時に、対象の方へお知らせします。(第 2 次選考は 9 月下旬実施予定)

なお、第 2 次選考（面接）会場までの交通費等は、応募者の負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

第 2 次選考終了後、文書で個別に通知します。(9 月下旬から 10 月上旬予定)

8. 応募先・お問い合わせ

甲州市役所 政策秘書課 地域創生推進室 地域創生推進担当

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾 1085-1

電話 0553-32-2111 (代) FAX 0553-32-1818 (代)

E-mail : seisaku@city.koshu.lg.jp